

経営者責任と証券取引法会計 (I)

—— 経営者の責任解明・解除機能 ——

西村 勝志

目 次

- I. 序 論 (本号)
- II. 株式会社の経営者とその職能
 - (1) 経営者の概念とその範囲
 - (2) 経営者の職能
- III. 経営者責任における会計責任
 - (1) 経営者責任
 - (2) 経営者の会計責任
- IV. 経営者の責任解明・解除機能 (次号)
 - (1) 経営者の責任解明機能と証券取引法会計
 - (2) 経営者の責任解除機能と証券取引法監査
- V. 結 論

I. 序 論

筆者は、これまでに、証券取引法会計の機能を投資家保護機能とし、その中心的機能として投資意思決定情報提供機能に焦点をあてながら、その内容を究明してきた¹⁾。しかし、証券取引法会計の機能はそれだけではない。証券取引

1) 拙稿「証券取引法会計の本来的機能について (I)」『愛媛経済論集』第17巻第3号、1998年3月、93～114頁。

「証券取引法会計の本来的機能について (II)」『愛媛経済論集』第18巻第1号、1998年9月、29～60頁。

法が情報開示規制の適用対象を所有と経営の分離に基づく特定の大企業²⁾に限定していようと、株式会社を前提としているかぎり、商法会計と同様に証券取引法会計においても、株主と会社経営者との間に委託・受託関係が認められることは周知のとおりである。したがって、証券取引法会計でも経営者の受託責任説明機能ないし受託責任解除機能を有することは明らかである。この受託責任説明機能ないし受託責任解除機能における受託責任は株主に対するものであるが、しかし、経営者の責任を会社資金の調達・運用の観点から捉えれば、調達資金を株主からの拠出分と債権者からの提供分を区別して運用しているわけではないので、株主と債権者との間で何ら違いはない。確かに、拠出資金ないし提供資金に対する報酬の決定には、債権者に対する支払利息等が稼得利益の多寡に影響されずに予め決定され、逆に株主に対する配当金はむしろ会社の経営活動に基づく決算で確定する稼得利益の多寡に影響されるのが現状であるが、いずれの場合も、経営者が責任をもって運用した上でその報酬等を支払うべきであって、かつ会社内容の開示をなすことで債権者に対しては債務弁済能力を、株主に対しては配当能力を明らかにしなければならず、そこに株主及び債権者に対する経営者の経済的関係に基づく責任（経済的責任）が認められる。そのため、商法会計や証券取引法会計における経営者責任は、株主に対する受託責任に限定されず、債権者に対する責任も含まれるものと考えられよう。したがって、本稿で取り上げる証券取引法会計における（受託責任説明・解除機能に限定されない意味で広義の）責任説明・解除機能は、経営者が経済的責任を果たしているかどうかを明らかにする会計情報を適正に開示する会計責任（経済的会計責任）の説明・解除機能として位置づけられる。

また、会社を取り巻く社会環境に目を向ければ、大気汚染などの自然環境破

2) 証券取引法では、規制内容別に規制対象を分類することができる。情報開示規制としての適用対象会社は、上場証券発行会社、公募証券発行会社、店頭登録銘柄発行会社である。これ以外にも、証券機関規制としての適用対象には、証券会社、証券業協会、証券取引所、その他に外国証券業者、証券投資信託、証券投資顧問業も挙げられよう。しかし、本稿が会計領域を取り上げるものであるから、ここでの大企業とは情報開示規制としての適用対象会社となることはいうまでもない。

壊を契機として社会環境に対する意識が高まるにつれて、さまざまな社会環境の意識に変化がみられるようになるとともに、会社と社会環境との関係も単純ではなくなってきた今日では、大規模会社と社会環境との関係がしだいに密接(共存関係)となるだけでなく、社会環境の内容や範囲も変化・拡大してきたことが一般に認識されていることから、大規模会社における経営者責任は、社会環境に対する要請に応えるような社会的責任を含めた、前述の経済的責任よりもさらに広範な責任であるといえよう。すなわち、会社を取り巻く社会環境に対する会社の公共性や社会性に焦点をあてれば、証券取引法会計の適用対象となる大規模会社はわが国経済を支え、とくに財・サービス市場が寡占的状况である場合が多く、少数の大規模会社が事実上当該市場を支配しており、また、会社の資本調達においても金融市場や証券市場の中心に位置していることから、それらの社会に対する影響が極めて大である。そのため、大規模会社は、金融市場社会や証券市場社会、さらには財・サービス市場社会で秩序維持・安定化を図り、消費者社会においても良質で安価な財・サービスの提供を、労働市場社会においても雇用による生活保障をもたらし、国家を含めた社会経済全般にわたって重要な役割を果たそうとしてきたのである。そのような大規模会社の経営活動がさまざまな形で社会に影響を及ぼすかぎり、そこでの経営者に対する社会的責任は多種多様なものとならざるを得ない。したがって、証券取引法会計における責任解明・解除機能は、経営者の社会的責任を果たしているかどうかを明らかにする会計情報を適正に開示する会計責任(社会的会計責任)の解明・解除機能としても位置づけられる。

そこで、証券取引法会計の責任解明・解除機能を経営者責任に照らして解明するために、経営者責任を経済的責任と社会的責任に分けた上で、会社から影響を受けるすべての人々ないしその社会に対する責任の内容を明らかにする必要があり、その前提として責任の主体である経営者の概念・範囲及びその職能を検討することからはじめたい。次に、本稿が証券取引法会計の機能究明を意図したものであることから、経営者の経済的責任を会計行為の側面から究明するとともに、社会的責任についても、さまざまな社会環境のうち、とくに証券

取引法会計と密接な関係にある証券市場社会に焦点をあてながら、経営者の社会的責任を会計行為の側面から究明することにする。さらに、経営者責任と証券取引法会計の責任解明・解除機能との関係については、会計本来の機能としての受託責任解明機能及びその補完機能としての責任解除機能が、会計全般に関わる会計技術（ないし会計行為）によって果たされるのであるから、証券取引法会計でもみられる会計本来の機能及びその補完機能を会計行為の観点から分類・整理し、内在する諸機能を究明することで、本研究の究極的な目的である証券取引法会計の機能体系の解明を側面から支えていく。しかし、会計行為の認識・測定・記録が証券取引法会計そのものに委ねられておらず、「企業会計原則」を中核とした「一般に公正妥当と認められた企業会計の基準」に依拠していることから、本稿では、報告に関する機能を手掛かりとして責任解明機能を、監査に関する機能を手掛かりとして責任解除機能を取り上げることにする。

Ⅱ. 株式会社の経営者とその職能

(1) 経営者の概念とその範囲

① 経営者の概念

経営者の社会的責任を問題にする場合、まず、その責任主体としての経営者を取り上げることにする。経営者の概念については、「経営」との関連に求める立場と、経営者の機能の「発展史」に求める立場があるが、後者では、経営者は所有経営者（owner manager）、雇傭経営者（employed or salaried manager）、及び専門経営者（professional administrator or expertmanager）の三つに分けられており、所有経営者から雇傭経営者に発展し、専門経営者に展開するといわれている³⁾。このうち、所有と経営の分

3) 中村一彦著『企業の社会的責任—法学的考察—[改定増補版]』同文館、1981年、86頁参照。

離との関連で取り上げるならば、今日の株式会社形態では、経営に関して専門的な知識を有し経営能力をもつが、所有主ではない専門経営者が社会的責任を有する経営者に相当するであろう。この専門経営者を経営学上の分類でみれば、トップ・マネジメント (top management)、ミドル・マネジメント (middle management)、監督者層 (supervisory management) となる。トップ・マネジメントは、最高経営者または最高経営層であり、取締役会・代表取締役社長などが含まれる。監督者層は、作業者を直接監督する職長・主任・係長などによって構成されており、管理階層の最下部 (lower) をなし、また第一線の段階にあたる。ミドル・マネジメントは、トップ・マネジメントと監督者層との中間にある経営者層であり、部長や課長がこれに相当する。この場合、本稿では、会計的考察の対象となる経営者の概念を全般的経営の意思決定をなす者とした上で、全般的経営意思の枠内で行われる部門的経営意思の決定をなす者 (部門管理者) には全般的な業務執行に対する十分かつ重大な責任能力を有しているとはいえないことから、社会的責任を有する経営者の概念から除くものとする。したがって、全般的な業務執行の意思決定をなすトップ・マネジメントをもって経営者とするものである。次に、経営者の範囲についての検討に入る。

-
- 4) 現在の株式会社制度では、法には株主総会が最高の意思決定機関として位置づけられている。しかし、実際の株主総会は、無力化・形散化してしまっている。というのも、株式の相互持合いという株式所有構造の下で、主要金融機関と事業会社との間や事業会社間での所有面における相互依存関係を強固にする目的で、また乗っ取りを防止する目的で、さらには株価安定を図りながら増資による資金調達を容易にする目的で、安定株主工作がなされているからであり、こうした大口の安定株主は、経営陣の中へ直接に経営者を送り込んだり、経営陣に圧力をかけたりといったことをせず、当該事業会社との良好な関係の維持を図っているからである。したがって、上記の大口株主を中心とした株主総会では、委任状が多く、経営者は一般株主によって選任されるというよりは、大口株主である金融機関や同系列の支配的位置にある親会社経営陣によって追認されている、といっても差し支えない状況である。こうした大口株主が経営者の組織に期待することは、当該事業会社の配当能力や株価よりも、むしろ相互の良好な関係や支配的關係の維持にあるといえよう。もっとも、今日のような不安定な経済状況では、不良債権の処理目的で長期所有有価証券を売却処分するケースも多く、株価等に対する関心が高まってきているのも事実である。

② 経営者の範囲

会社の経営資源を管理・運用する経営者は、株主総会⁴⁾を中心としたさまざまな会社機関（取締役会・監査役会）や代表取締役などの制度的枠内で利益獲得活動を営んでいる。経営者を具体的にいえば、経営管理職能の最高の職位である代表取締役、経営執行内容の決定機関である取締役会⁵⁾及びその構成員である取締役である。取締役会及び代表取締役は経営業務執行機関ではあるが、取締役は、それ自体機関ではなく取締役会の構成員である点から、法律上もいわゆる経営者の範囲に含めるべきでないとする見解⁶⁾もある。しかし、商法典が「第三節 会社ノ機関」の中に「第二款 取締役及取締役会」を設け、それを機関として取り扱っている点、議事録署名（商法第244条第2項）で予定されている株主総会出席権、取締役会招集権（商法第259条）、会社法における各種の訴えの提起権（商法第247条・第252条・第280条ノ15・第380条・第415条・第428条）など、各取締役は独立して個別に権限を行使しうることを理由に、各取締役を会社の業務執行機関であるとしている。取締役もまた、取締役会を通ずる点で間接的ながら業務執行の決定に参加しており、また他の業務執行取締役に対する監視義務を負うので、会社に対するのみでなく会社債権者などの第三者に対して責任を負う場合があるので、これを経営者の範囲に入れるべきであろう。また実際には、経営者といっても、当該経営者個人のみが会社の経営活動を営むものではない。株主から効率的運用による株主利益の獲得を求められているのは、経営者個人であるとともにその集合体である。いい換えれば、取締役のみならず、意思決定の常設機関である取締役会⁷⁾と、それによって選任された代表取締役（業務執

5) 取締役会を経営者の概念に含まない見解として、以下のものがある。すなわち、取締役会は、株主と業務執行の経営者との中間に位置しつつ、執行機関ではないところの意思決定機関として、経営者をコントロールしようとしている、とみる見解である。

古川栄一稿「経営支配と取締役会」『会計』第57巻第5号、1949年5月、3頁参照。

6) 中村一彦著『前掲書』同文館、91頁参照。

7) 取締役会という場合には、取締役の集合体であるの機関としての意味と取締役による会議としての意味があるので、注意しなければならない。

行の常設機関)である。代表取締役は、商法第261条第3項、同第78条第1項で規定されているとおり、対外的には会社の代表権をもつものであり、対内的には取締役会で決定された業務の執行を担うものである。これは、日常業務の細目にわたる決定をなすとともに、その実行をなしている。また取締役会は、会社の実質的な最高意思決定機関であり、広範囲にわたる職能⁸⁾をもっている。

取締役会や代表取締役のような法律上の機関ではないが、会社において経営執行のために設置されている任意の機関がある。すなわち、常務会などといわれる機関である。わが国の大規模会社では、取締役会は多数の常勤取締役と少数の非常勤取締役で構成されており、また、経営業務に関する最終的な意思決定も、専門外の役員が多い大所帯の取締役会を避けて、少数の限られた経営幹部だけの常務会で行い、形式的に取締役会の承認を得る場合が多い。この常務会は、経営会議、経営委員会、常務委員会、常勤役員会、専務会、社長室会、役員会などといった名称が用いられている場合もある。常務会は、社長を頂点とする常勤の上級取締役で構成されている会議で、通常頻繁に開かれている。常務会は、経営全般の管理を行う組織体であり、取締役会で決定される事項の実質的な討議を含め、経営意思決定の多くを担っている。このような任意機関もまた経営執行に携わる機関であることから、経営者の枠内で捉えることができよう。今日の株式会社の実態は、株主総会が多くの株主から送付される白紙委任状によって成立し、後に代表取締役となる経営実力者の提案に従って取締役が選任されるため、取締役会でなされる代表取締役の選任は形式となっている。このように、取締役会が無機能化していることを考慮するならば、代表取締役及び常務会が経営者組織の中心に位置し、経営執行に関する主たる責任を担うといえよう。しかし、常務会が法律上の機関ではない任意機関であること、その構成員が取締役であること、

8) 本稿では、職能を取締役等の果たす役割として捉えることにする。

及び形式ではあっても取締役会での承認を得なければならないことを考え合わせれば、責任ある経営者の枠内に取り上げる意味はさほどないようにおもわれる。また、本稿の研究対象が証券取引法会計であり、商法での規制を受けている上場会社等を適用対象としていることから、代表取締役・取締役及び取締役会が商法の規定を受けるので、本稿において経営者として捉えるべきものは、日常の業務執行を担当する業務担当取締役やその責任者としての代表取締役や、経営業務執行を決定して代表取締役や業務担当取締役の業務執行状況を監督する責任のある取締役会である。

（2）経営者の職能

わが国における取締役会や代表取締役は、1950（昭和25）年の商法改正を境として台頭した。この商法改正以前では、各取締役が会社の経営業務を執行し、かつ対外的には会社を代表する常設の機関として位置づけられていた。しかし、同年に、当時におけるアメリカ法の影響や会社における所有と経営の分離という実態を反映して⁹⁾、商法改正によって取締役会制度が導入され、新たに代表取締役という機関が設けられて、取締役会と代表取締役の二つの機関が存在するに至った。これにより、取締役会と代表取締役の役割が明確となったのである。

こうした取締役会の職能には、会社の利益を獲得するといった会社目標を達成すべく最高の業務執行を決定する機能がある。その決議事項には、各会社における取締役会規則によって、事業計画、予算・決算、利益処分案、重要な組織改正、重要な資産の取得・処分、営業の一部譲渡、会社の合併、重要な訴訟などが規定されている。また、法令上の権限として、計算書類の承認（商法第

9) 当時は、労働組合法（1948年制定）により団体交渉権や争議権の保障が認められた一方、これに対処する経営のトップは財閥解体等によって会社から追放され、経営陣は弱体化していた。そこで、取締役の権限強化を図るために取締役会制度の必要性が存していた。そのため、アメリカ法上の取締役会制度を導入したのである。

野上鉄夫他編著『現代社会シリーズ 企業法と現代社会』嵯峨野書院、1990年、79頁参照。

281条第1項)、利益の資本組入れ(商法第293条ノ2)、株主総会の招集(商法第231条)、代表取締役の選任(商法第261条第1項)、新株の発行(商法第280条ノ2)、株式の分割(商法第218条)、社債の発行(商法第296条)、法定準備金の資本組入れ(商法第293条ノ3)、大会社における会計監査人の選任などがある。この中でも、代表取締役の選任は、最も重要な取締役会の職能である。というのも、取締役会は合議制による経営執行内容に関する決定機関であって自ら経営執行にあたることはできないからである。そこで、責任ある立場の取締役の中から最高の業務執行責任者を選任することになる¹⁰⁾。そのことは同時に、経営執行内容の決定機関である取締役会が、その執行機関である代表取締役や業務担当取締役に対する監査権をもっていることを意味している。

次に、代表取締役の職能を取り上げれば、すでに述べたとおり、代表取締役には会社を代表する権限がある。これは、代表取締役が行った会社の営業に関するいっさいの行為は対外的には会社が行った行為とみなされることを示している。つまり、代表権を定款、取締役会規則、取締役会の決議などによって制限しても、取引相手である善意の第三者はそのことを認識していないのであるから、会社は当該第三者に対抗できず、取引の無効を主張しても商法上認められないのである(商法第261条第3項及び第78条)。また、代表取締役には業務執行に関する権限の明文規定はないが、解釈上認められており、複数の代表取締役がいる場合でも単独で業務執行できるが、定期的に(三カ月に一度)業務執行の状況を取締役に報告しなければならない(商法第260条第3項)。

10) 代表取締役が一人である場合には社長であるが、二人以上の場合には、副社長、あるいは会長や専務が代表権をもつことがある。この代表取締役が取締役会の決定した方針に従い経営業務を執行するとともに、対内的には業務執行を統括している。また、対外的には、代表取締役が会社を代表する商法上の権利が与えられている。しかしながら、取締役会の構成員は、会社内部の重役たちがほとんどであり、実際に経営執行に携わる責任をもっている関係から取締役会での発言権は平等であるが、経営執行にあたっては社長の部下となる構造から、取締役会での選任権も実質的には社長の手にあるといえる。また、取締役会に対する社長の権限は強大で、社長の提案も絶対的なものとなり、取締役会は批判的立場にないのが現状である。

さらに、商法及び商法特例法では、代表取締役の職務権限¹¹⁾について、次のように規定している。すなわち、定款・株主名簿・端数原簿・社債原簿の備え置き（商法第 263 条）、株主総会・取締役会の議事録の備え置き（商法第 244 条第 3 項及び第 260 条ノ 4 第 3 項）、計算書類・附属明細書の作成及び取締役会・監査役・会計監査人への提出（商法第 281 条、第 281 条ノ 2 及び商法特例法第 12 条）、計算書類・附属明細書・監査報告書の備え置き（商法第 282 条）、計算書類の総会への提出（商法第 283 条）、貸借対照表・損益計算書の公告（商法第 283 条第 3 項及び商法特例法第 16 条第 2 項）、株式・社債申込証の作成（商法第 280 条ノ 6 及び第 301 条第 2 項）、株券・端数株・新株引受権証書・債券への署名（商法第 225 条、第 230 条ノ 3 第 3 項、第 280 条ノ 6 ノ 2 第 2 項及び第 306 条第 2 項）などである。

また、取締役の職能を取り上げれば、取締役は、他の取締役を監視する義務を負い、そのために取締役会の招集、意見聴取等の権限を有している。また、株主その他の外部利害関係者に会社経営に関する情報を開示する義務を負い、そのときに情報開示が不適切である場合には当該利害関係者に対して瑕疵担保責任を負うことになる。

では次に、こうした代表取締役、取締役及び取締役会はどのような責任¹²⁾を対外的に有しているのかといった問題を明らかにするために、法律上の義務と権限の観点から経営者責任を捉えるとともに、そこでの責任内容を会計責任に限定した上で、会社を取り巻く外部利害関係者及びその社会環境との関係から経済的会計責任と社会的会計責任に分類して整理していく。

11) 商法及び商法特例法でのこれらの権限は、「取締役」が有するとされているが、これは、かつて取締役に当然に代表権が付与されていた時代があってその名残りであり、今日の解釈では、この「取締役」は代表取締役を意味している、とされている。

岸田雅雄著『ゼミナール会社法入門』日本経済新聞社、1997年、212頁参照。

12) 一般的に責任とは、結果に対する責任と行為への義務の二つの意味がある。この点から考えれば、経営者責任には、倫理・道徳的な意味で経営者行動をどうとるべきか、どうとつてはいけないかといった経営者行動に対する責任と、その経営者行動を説明する義務が含まれている。

Ⅲ. 経営者責任における会計責任

(1) 経営者責任

ここでは、経営者責任を法的観点から取り上げることとする。すなわち、経営者の法的責任(強制的責任)を民法の観点からみれば、代表取締役及び取締役は、権利・義務の主体である法人格を有する株式会社と委託契約¹³⁾を締結して、利益獲得目的で会社財産の管理・運用を行っている。民法上では、株主ではなく株式会社に対して委任契約を中心とした一定の義務を負うことになる。その義務には、他の取締役の義務執行を監視する義務(商法第260条第1項)などが挙げられる。しかし、その委任契約では善管注意義務¹⁴⁾しか負わず、委任事務の処理については、委任者の請求があった場合にのみ委任事務に関する一定の報告をすればよいが、商法上はさらに忠実義務¹⁵⁾(商法第254条ノ3)を負うとともに、毎決算期に詳細な報告書を、とくに外部利害関係者に対して貸借対照表や損益計算書等の計算書類を報告(公告)しなければならない。さらに、取締役が自己または第三者のために会社の営業の部類に属する取引をなす場合に取締役会に当該取引に関する重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない競業避止義務をも負っている。こうした代表取締役及び取締役の義務は、会社との委任契約に基づいた法律上のものであり、とくに取締役は会社に対して委託事務処理の状況、顛末を報告しなければならない(民法第645条)。さらにその責任に加重して、商法では株主総会における計算書類の提出を義務づけている。情報開示の観点から会計責任の枠内で取締役や取締役会の責任を取り上げた場合、取締役による計算書類の作成及び取締役会による計算

13) 委任契約とは、民法第643条で規定されているとおり、一定の法律行為(主として取引行為)をすることを委託される契約である。

14) 善管注意義務とは、善良なる管理者に期待されるべき注意義務であり、当該管理者個人の能力ないし注意力に関係なく、取締役としての地位において一般に要求される程度の注意義務である。

15) 忠実義務が問題とされているのは、会社と取締役との間に利害対立が生ずる場合である。このような場合には、会社に対して忠誠を誓い、会社の利益を優先させなければならないのである。

書類の承認がそれぞれの最も重要な職務である。業務執行の結果として一定の利益を獲得した場合で、かつ計算書類に虚偽や不実の記載があるときは、株主その他の外部利害関係者の利益を害することになり、取締役及び取締役会に極めて重大な過失が認められよう。

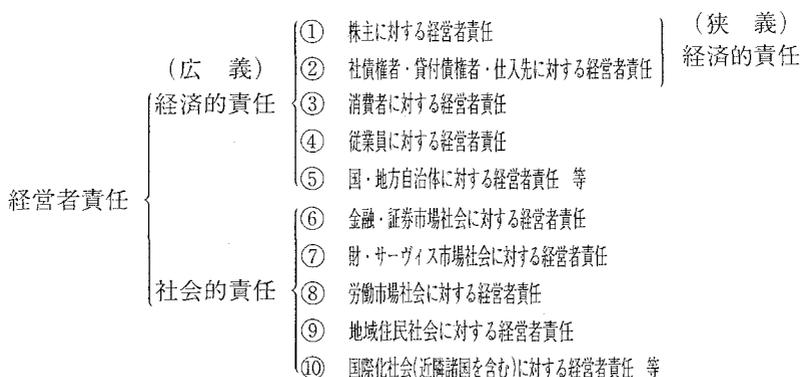
代表取締役もまた取締役であるかぎり、会社との間で委託契約を締結しており、善管注意義務の及ぶ範囲内で会社財産を運用して会社利益を獲得することを最終的な目標としている。代表取締役の業務執行は、このような会社財産の管理・運用といった経営活動が中心であり、その具体的内容について、法律上は何ら規定されていない。法律上で規定すべきことは、代表取締役がどう行動すべきかであり、また行動してはならないかである¹⁶⁾。したがって、善良なる管理者としての注意義務をもって会社のために忠実に会社財産の管理・運用にあたり、その結果を株主を中心とした外部利害関係者に報告することである。もちろん、会社を取り巻くさまざまな外部利害関係者と会社との経済的関係（資金調達関係ないしは財・サービスの提供関係）、さらには会社と（会社を取り巻く）社会環境との社会的関係¹⁷⁾を考慮すれば、代表取締役及び取締役等には会社が影響を及ぼすあらゆる人々や社会に対しても何らかの責任を有することは当然である。

そこで、経営者責任¹⁸⁾を外部利害関係者及び会社を取り巻く社会環境との関係から分類すれば、次のとおりとなる。

16) 岸田雅雄著『会社社法—会社法への会計学的アプローチ』中央経済社、1996年、89頁参照。
17) 社会的という概念は、狭義には経済的という概念に対立するものであるが、広義には「経済的ならびに非経済的」の両概念を含んでおり、社会もしくは公共の期待内容あるいはその性格を規定している。本稿では、経済的との違いを強調するために狭義の見解に立っている。また、社会的の意味は、社会の利益や公共の利益を前提としており、会社をめぐる種々の環境主体の期待ないし価値である。

櫻井克彦著『現代企業の社会的責任』千倉書房、1980年、12～13頁参照。

18) 本稿は、経営者責任と企業責任とを同一ものとして取り扱うべき見解にある。というのも、法律上は企業に法人格が認められ、企業と経営者との間に委託契約が締結されている以上、企業と経営者との間には明確な区別が存しているが、外部利害関係者の観点からは、企業行動は実質的にみて経営者自身の意思により決定されるものであるから、企業責任と経営者責任は同義語として取り扱うべきとしている。



以上のように、経営者責任は、二つのグループに分けることができる。一つは、外部利害関係者との関係を重視する立場であり、彼らが会社の利益獲得活動ないし獲得利益の分配などに対して大いに関心を示すとともに、その分配請求権等も彼らに認められていることから、会社の維持存続に直接的な関係がある外部利害関係者に対する経営者責任（広義の経済的責任）である。これには、会社資金の調達面から生ずる株主・社債権者等に対する（狭義の）経済的責任と、会社資金の運用に伴う給付（サービスを含む）面から生ずる消費者等に対する経済的責任、さらには会社資金の運用過程あるいは運用結果に伴う国・地方自治体に対する経済的責任で構成されている。いま一つは、社会環境との関係を重視する立場であり、会社の利益獲得活動ないしその結果報告（会計情報の開示）によって悪影響を受けかねないような社会環境に対する経営者責任（社会的責任）である。

前者には、具体的に、資金調達取引に直接関連する①株主に対する経営者責任及び②貸付債権者・社債権者に対する経営者責任や、商品・製品などの財貨やサービスの取得・提供取引に直接関連する仕入先に対する経営者責任及び③消費者に対する経営者責任、さらには労働用役の獲得・費消取引に直接関連する④従業員に対する経営者責任、国政や地方政の資源となる申告納税義務を示す⑤国・地方自治体に対する経営者責任が挙げられる。後者は、社会環境に影響を及ぼすことで会社の維持存続に間接的な関係が認められる社会的責任で、

具体的には、資金調達のを会社に提供する⑥金融・証券市場社会の健全化・秩序安定化に貢献する経営者責任、財・サービスの調達・供給のを会社に提供する⑦財・サービス市場社会に対する経営者責任、労働用役獲得のを提供する⑧労働市場社会に対する経営者責任、生活環境維持のための⑨地域住民社会に対する経営者責任、さらには会社の多国籍化など海外への進出を背景としたグローバルな視点から自然環境維持のための⑩国際化社会（近隣諸国を含む）に対する経営者責任などが挙げられる。

しかしながら、本稿は、証券取引法会計における情報開示との関係で経営者責任を取り上げるものであるから、経営者責任のすべてを問題とするものではなく、経営者の会計責任に絞ることになる。そこで、次に直接的環境に対する会計責任と間接的環境に対する会計責任に分けて、経営者の会計責任を取り上げる。会計責任を問題とする場合は、会計責任の履行者としての経営者、会計責任の受益者としての情報利用者、及び会計責任の報告者としての会計人（監査役・外部監査法人または公認会計士）という三元関係で捉えられるのが通常であるが、本稿は経営者責任と証券取引法会計との関係を究明するものであるから、経営者の会計責任に限定した上で、社会環境との利害関係を重視しつつも全般にわたって、その内容を明らかにしていく展開となる。

（2）経営者の会計責任

① 経済的会計責任

（i）株主に対する経営者の経済的会計責任

株主は株式会社の実質的な所有主であり、会社の経営結果に最も大きな影響を受ける存在である。この株主に対する経営者責任を、株主と経営者との関係から取り上げるならば、事業活動による利益獲得とその分配にあるといえる。すなわち、株式会社においては、その受託者である経営者が証券市場を通して委託者である株主から資金の提供を受け、その管理・運用に関する結果としての業績を当該株主に会計情報として報告してきたのであるから、そこには従来から資金の委託・受託関係が成立してきている。

そこでの会計には、受託責任会計としての性質を有する報告機能が存しているともみることができる。その場合の受託責任会計は、原理的には、財の委託・受託の関係に基づく「受託責任」(Stewardship)ないしは「会計責任」(Accountability)なる概念を基礎にして成立した会計概念である¹⁹⁾とされる。この「受託責任」には、財産の管理責任と運用責任とがある。財産管理における受託責任は、盗難・横領・紛失などを回避する管理責任であり、直接には委託契約に基づく会社に対する善管注意義務と結びついている。また、財産運用における受託責任は、財産を効果的・効率的に運用する努力を怠らない責任であり、直接には委託契約に基づく会社に対する忠実義務と結びついている。しかしながら、財の委託者(株主)は、財の管理そのものを期待しているわけではなく、委託財の効率的運用による増殖分(利益)の分配を期待するものであるから、上記の受託責任のうち、その重点はあくまでも効率的な財産運用に置かれている。すなわち、経営者は、株主から提供された財(資金)を誠実に運用することに重点を置き、稼得利益の最大化に自己の全能力を傾けるように経営活動を行わなければならない受託責任である。また、会計責任の概念²⁰⁾は、元来このような受託責任を内包する広い概念である。いい換えれば、経営者が、提供された財の管理・運用責任をどのように遂行したかという受託責任に関する報告を株主に対してなすことで、はじめてその受託責任を解明し得るから、この受託責任解明のための報告行為は、会計本来の任務ないし責任であると同時に受託者の任務ないし責任といえる。また、経営者の会計責任行為である会計報告を、株主に対する経営者の立場からその任務ないし責任に照らしてみると、受託責任解明機能がその根底にあることはすでに述べたとおりである。その受託責任解明機能を支えている具体的機能は、財

19) 森川八洲男著『制度会計の理論』森山書店、1986年、203頁。

20) もともと、中世イギリスの荘園領主の財産管理・運用に関する委任と解任を示す代理人会計に由来する、とされている。

産管理機能と財産運用機能である。この財産管理機能とは、委託者からの提供資金を正確に帳簿に記録することで、不注意による紛失・盗難・横領などを速やかに判明させるといった機能である。また、受託者は提供資金を管理することが本来の目的でなく、その運用による増殖を図ることにあるから、ここでの財産運用機能とは、財産を効率的に運用する機能であるとともに、当該運用行為を正確に記録することで財の増殖分を把握する機能である。

しかしながら、今日の株主の多くは、個人株主が中心的存在で配当による利益分配を目的としているというよりはむしろ、機関株主が中心となって事業会社との取引関係を良好にするとか、支配的関係を維持するといった目的を有している。また、バブル経済時代では、とくに顕著にみられた株価の高騰による売却益（キャピタル・ゲイン）目的での株主出資もある。その意味で、利益配当目的は以前ほど重視されなくなってきたようにおもわれる。いずれにせよ、株主に対する経営者の受託責任それ自体が消滅してしまっただけではないので、商法では、株主に会社から利益配当を受ける権利（利益配当請求権—商法第 290 条・第 283 条）、また計算書類等の閲覧・謄写を請求する権利（閲覧権—商法第 282 条）が認められている。さらに、特定の株主（発行済株式総数の 100 分の 3 以上を保有する株主）には、会社の帳簿・書類の閲覧・謄写する権利も認められている（商法第 293 条ノ 6）。また、証券取引法会計についても、投資家のうち委託者としての株主から受託者としての経営者に資金の拠出があり、この管理・運用が任されているのであることはまちがいないのであるから、そこで提供される情報が投資意思決定情報であるとしても、その中心的内容は管理・運用の結果に関する業績報告であることというまでもない。そして、そのために、証券取引法会計は、委託者からの拠出資金に関する管理のための記録と運用のための記録に基づいて財産管理機能及び財産運用機能を果たし、受託者の受託責任を果たそうとするものでもある。

しかしながら、証券取引法会計でも、財産管理というよりは財産運用に

重点をおいた受託責任解明機能が中心に置かれているといえよう。というのも、もともと、証券は経営者によってその元本が保証されているものでもなければ、それを証券取引法自体が保証しているわけでもないのだから、経営者が責任をもって誠実に運用する義務があり、証券取引法会計は、経営者の行為を批判的監査機能の側面から投資家の保護を図ろうとしている。(その意味で、後で述べる監査機能と密接に結びついている。) また、証券取引法会計は、預金者保護や消費者保護のために財産保全を重視したものではなく、ましてや経営管理機能を有するものでもないのだから、財産管理そのものに重点を置いているわけでもない。証券取引法が「投資者の保護」を基本機能としているからこそ、証券取引法会計は、財産の適切な運用に重点をおいた受託責任解明機能を図ることで、限定的な意味における投資家保護を達成しようとしているのである。この受託責任解明機能には、もう一つの特徴が挙げられる。証券取引法は、大規模会社の社会性を重視するがゆえに商法の特別法として位置づけられ、上場会社等を対象にして投資者大衆の範囲に一定の制限を加えている関係から、そこでの受託責任解明機能も商法会計におけるそれよりも限定的といわざるを得ない。

(ii) 社債権者・貸付債権者・仕入先に対する経営者の経済的会計責任

債権者には、社債権者・貸付債権者(金融機関)・取引先(仕入先)・従業員などがある。広義の債権者には通常従業員も含まれるが、従業員の関心内容は社債権者・貸付債権者及び取引先とは異なるし、また会社の立場からすれば、従業員に対して法的確定債務を有するわけでもないのだから、ここでは便宜的に社債権者等と区別して別個に取り上げることにする。ここで取り上げる債権者は、より直接的には会社に対する債権(社債権・貸付債権・掛債権・手形債権等)が滞りなく弁済される状況にあるかどうかを示す情報に関心を寄せている。社債権者や貸付債権者の資金提供目的は元本の回収と確定した利率に基づく利息の受取りであり、彼らは社債券の購入や借用証書の取得によって直接に会社への資金提供を行っているのだから、

るから、資金提供を受けている会社には、元本と利息の支払いという弁済責任の観点から、社債権者や貸付債権者に対して債務弁済能力に関する情報提供義務が生ずる。また、掛債権・手形債権を有している仕入先も、支払いを猶予している関係から会社への間接的な資金提供者である。このような取引先等は、会社に対して掛債権・手形債権の支払いが滞ることがないかどうかに関する資金情報や、このまま取引を継続すべきかどうかに関する情報に関心を寄せている。その意味で、財貨や用役の提供を受けている会社には、売買契約等の観点から代金支払能力や支払期限、さらには取引継続の観点から会社の経営維持能力に関する情報提供義務が生ずる。

商法上は、こうした債権者に対する保護規定として計算書類等の閲覧及び合併に際しての異議申立手続きが認められている。計算書類等の閲覧とは、会社の計算書類・附属明細書・監査役の監査報告書（大会社においては会計監査人の監査報告書も含まれる）を、営業時間内に債権者（及び株主）が閲覧・謄写を請求することができる（商法第282条）ことを意味している。また、合併に際しての異議申立手続きに関して商法は、合併により重大な利害関係を有している債権者に異議があれば、一カ月をくだらない一定期間内に申し出る旨を官報によって公告し、かつ知れたる債権者に格別に催告しなければならない、としている（商法第416条第1項、第100条第1項）。これにより、債権者は合併に対する態度を決めることができる。また、商法上は、公募する際に、発行する社債に関する事項（担保付社債の場合は担保に関する事項）を募集に応じて社債を引き受けようとする者に公示する義務がある。その方法として、代表取締役が作成する社債申込証にそれらの事項を記載させ、募集に応じようとする者はそれを読んだことを前提にして引き受けようとする社債の数及び住所を記載して署名する方法によって応募する、としている（社債申込主義）。担保付社債信託法は、担保付社債について発行会社または受託会社がそれらの事項を公告すべきものとしている（公告主義＝担保付社債信託法第22条）。さらに、証券取引法でも社債の情報開示が要請されている。そこでの重要な

開示規制としては、発行開示たる有価証券届出書による開示制度と発行登録開示制度とがある。有価証券届出書による開示制度は、有価証券の発行会社における財務内容等の情報が正確に提供されることを確保するディスクロージャー制度である。また、発行登録開示制度は、有価証券届出書の提出に代えて一定の発行予定期間における有価証券の発行予定額等を記載した発行登録書を提出し、発行のつど追補書類を大蔵大臣に提出して社債を発行する制度である。とくに社債権者は、開示制度から得られる情報や格付機関による格付制度から得られる情報で、自己責任の原則に基づいて投資判断を行っている。

(iii) 従業員に対する経営者の経済的会計責任

(ii) では、債権者に一般にいうところの社員・店員・工員である従業員を含めていなかったが、ある意味では、従業員も債権者を構成すると考えられる。すなわち、給料の支払いが月末締切りの月末払いでないかぎり、決算日時点で従業員に対する給料の未払いが生じるのは当然であり、また所得税の源泉徴収分等についても給料支払日に給料から天引きされ、その後、会社が従業員に代わって税務当局に納税するまでの期間にわたって従業員から資金提供を受けていることになる。さらに、賞与の支給が就業規則等に明記していたり慣行となっている会社では、賞与の性格が「賃金の後払い」とも「功績の報奨」ともいわれる点や法律上の条件付債務である点を考慮すれば、賞与支給日までの期間にわたって従業員から資金提供を受けていることになる。したがって、従業員もまた取引先と同様に、間接的ながらもやはり資金提供者と位置づけることができよう。このような従業員は、給与等の昇給・労働条件の改善等のために、会社の生産性や収益性などの有用な情報に関心を寄せている。(また、会社概要・経営方針・会社の立地条件・採用実績などに関する情報も開示する必要があるが、これらについては将来の従業員を対象としたものが多い。) その意味で、利益獲得活動に貢献すべく労働用役の提供を受けている会社の経営者には、

労働力の供給安定化・良質化の観点から、給与等の支払能力や労働条件の改善維持能力に関する情報提供義務が生ずる。また、生活源となる給与のみならず人命第一という職務の安全性や福利厚生面においても、経営者は一定の生活福祉責任を有している。すなわち、雇用の維持促進・賃金と労働時間・福利厚生・作業環境・有給休暇等の改善などに関する責任である。したがって、経営者がこうした責任を果たしているかどうかを明らかにするような会計情報等の開示が要請されよう。

(iv) 消費者に対する経営者の経済的会計責任

消費者とは、一般に期待される程度の品質・内容を有する財・サービスで、供給者が供給するものを消費生活のために購入・利用する者であり、供給者に対立する概念である²¹⁾。会社にとっては、利益獲得活動に貢献するために消費者の需要に適した良質の財・サービスを安定的に提供することが不可欠である。逆に、消費者にとっては、安全・良質で安価な財・サービスの提供を受けることが会社経営者に対する要請である。そのため、経営者は、財・サービスに関する説明（商品表示）や取扱説明書の内容、さらには広告での情報に不当な部分があっては消費者の判断を誤らせてしまいかねないので、商品の十分な説明を消費者にしなければならず、また需要不足があっては消費者を困惑させるものであるから、提供保証の責任が果たせるような配給方法を採用しなければならないこともその一つであろう。したがって、会社が良質で安価な財・サービスの十分な提供で会社利益の獲得を達成しえるのであるから、そのためには、とくに財・サービスが適正な価格であるか否かを判断するための情報などを消費者に提供することが必要となってくる。価格が適正かどうかは、単に製造コストだけの問題ではなくて財・サービスの質や供給量との関わりで検討され

21) 竹内昭夫稿「消費者保護」『現代の経済構造と法〔筑摩現代法全集52〕』1975年、14頁参照。

るものであるから、結局のところ良質で安価な財・サービスであるか否かを判断するために必要な会計情報等の開示が要請されよう。このことで、消費者に対して資源の有効利用状況が明らかにされ、経営者責任が果たされることになる。

(v) 国・地方自治体に対する経営者の経済的会計責任

国・地方自治体の財政は、法人税・住民税といった会社からの税収によって少なからず賄われている。この徴収税額で、会社を取り巻く社会環境の改善（たとえば、道路整備等の公共事業）を図ったりしていることから、国民のみならず会社への行政サービスのために支出しているともいえ、納税額が会社にとって何ら関係のないことにばかり支出されているわけではない。その意味で、会社も積極的に納税する義務があるとみられよう。その場合の会社の納税については、個人と同様に自主申告制を採っていることから、会社独自で納税申告書を作成し、納税する必要がある。そこでは、租税の賦課・徴収等をめぐる利害の対立が国・地方自治体と会社との間や、会社どうしにみられる。そのため、利害調整としての課税の公平性が重要となるので、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従ったとされる企業会計を出発点としながら、補完・規制的な課税所得の計算をなす税法会計によって課税の公平性が確保され、国・地方自治体と会社との間の利害調整、納税者としての会社間の利害調整が達成されよう。そのためには、会社経営者は、稼得利益（所得）を国・地方自治体に適正に分配する必要がある、その前提として適正な期間損益を計算しなければならないのである。国・地方自治体は、適正な期間損益計算に基づいて課税所得の計算をなしているかどうかを判断するための会計情報が必要であるとともに、会社に対して課税所得の計算に関する指導や規制などを行うための資料を入手する必要もある。したがって、課税所得の計算に関する指導や規制を受ける立場にある会社ないし経営者には、所得分配を受ける国・地方自治体に対して納税義務があるとともに、それに関する会計情報を開

示しなければならない義務も有している。

② 社会的会計責任

（ⅰ）金融・証券市場社会に対する経営者の社会的会計責任

金融・証券市場社会では、金融資源の効率的配分が期待されている。そこでの効率性には、価格形成の効率性と取引上の効率性が考えられる²²⁾。前者は、ある時点で市場において競争的に成立している価格は、その価格に影響を及ぼすその時点で入手可能なすべての情報を直ちに、そして正しく偏りなく十分に反映しているという意味である。後者は、取引にあたってかかる費用、つまり取引手数料や税金といったコストが、市場でのサービスの生み出すコストを所与としたとき、できるかぎり安価であること、及びできるかぎり速やかに希望の価格で売買取引が執行されるという高い市場性が市場に備わっていることを意味している。しかし、本稿が証券取引法会計の機能を取り上げていることから、ここでは金融市場社会というよりはむしろ、証券市場社会を中心に展開することになる。

上場会社等の会社経営者は会社の運用資金を証券市場により投資家から調達するのであるから、会社を取り巻く重要な社会環境の一つである証券市場社会との間で良好な状態を維持することも経営者責任の一つといえる。いい換えれば、当該経営者は、安定した経営基盤の下で会社内容に関する適正な会計情報を開示することで、証券市場社会とともに金融資源の効率的配分をめざし、会社にとって生命線となりうる資金調達ルートを長期安定的に確保することに努め、会社の維持存続を図っているからである。その結果として、適正な証券価格が形成されるとともに、証券取引が迅速になされていくことになり、証券市場社会が維持確立していくのである。そこで、経営者には、財務情報開示制度の改善・充実はもちろん、証券市場

22) 日本証券アナリスト協会編『証券投資論 第3版』日本経済新聞社、1998年、5頁参照。

社会の健全化・秩序安定化をもたらす財務情報が有効かつ適切に利用できるように開示をなすことが要請される。具体的には、株式や債券等の有価証券売買取引が流通市場においてなされているので、証券取引が公正に行われるためには、取引当事者間での会計情報の公開が公正かつ平等であるかどうか重要であり、そのことは証券市場社会の秩序安定化にも影響を及ぼすので、そこでの問題として情報開示の方法と法的規制が注目されよう。たとえば、インサイダー取引のように、取締役が自己の利益のために情報を勝手に利用すれば、会社に対する忠実義務違反となる²³⁾し、経営者が自己保身等のためになす粉飾決算に基づく情報開示が、証券市場社会では投資家の投資判断を誤らせるばかりか、投資家の心理を不安に陥れることにもなり、その結果、証券市場社会に経済的不安ないし混乱を招くことにもなろう。したがって、こういったことがないように情報開示の在り方に証券取引法による規制が加えられるのは当然であり、そこに経営者の会計責任が内在しているともいえる。もっとも、証券市場といっても、発行会社が証券を発行することで資金調達する場である発行市場と、投資家たちが証券を売買する換金の場である流通市場があることから、このような証券市場社会における経営者の位置づけを考慮した場合、経営者の会計責任は受託者としての会計責任（受託会計責任）のみに限定されるものではないことはいうまでもない。

今日の証券市場は、上場会社等の大規模会社が発行する証券に支えられており、このような大規模会社の社会的影響力も増大しており²⁴⁾、証券市

23) 岸田雅雄著『前掲書』中央経済社、25頁参照。

24) 製品の価格ないし生産量の決定が、その市場全体に重要な影響を及ぼすような大規模会社は、その販売活動等によって多くの消費者たちの生活様式や嗜好までも変えてしまうといっても過言ではない。また、規模会社における経営活動の結果により、その地域社会に対する公害などの環境破壊といった意図しない重大な影響を招くこともあり得るし、場合によっては、大規模会社の誘致が地方自治体の財政面を税収によって潤すことになり、さらには、大規模会社の存在それ自体が地方自治体の行政そのものを当該大規模会社の経営活動を中心に運営させることもあろう。

場社会における大規模会社の支配力も極めて大である²⁵⁾。また、当該経営者は、証券の発行市場を通して広く一般に会社資金の調達を図るために、不特定の投資家に対する経済的責任を負うとともに、また一方で、不特定の投資家に対して公平かつ平等に投資意思決定情報を提供することで、その経済的責任の遂行状況を明らかにする責任を負っている。このことで、会社経営の実態が証券の流通市場で明らかになり、投資家が安心して有価証券の売買取引を行うことができることから、証券取引法会計がもつ機能には、投資意思決定情報提供機能ばかりでなく、証券市場社会の健全化ないし秩序安定化をもたらす機能も内包されているといえる。ここに、経営者の社会的責任が認められよう²⁶⁾。証券市場社会では、このような経営者の社会的責任が解明されるような財務諸表の作成・表示がより重要である

25) 有価証券の市場は発行証券市場と流通証券市場とがあり、そこで取引されているほとんどが一部上場・二部上場会社の証券である。そこでの証券価格は、当該大規模会社の経営状態や財政状態、さらには資金力などを総合的に判断して決定されている。わが国の経済状態もこうした証券市場に影響を及ぼすが、わが国の経済状態は、大規模会社の実態に影響を受けるものであるから、その意味で証券市場社会に対する証券価格の支配力は極めて大である。

26) もっとも、社会的責任についても、一般に経営者の社会的責任と会社の社会的責任とがあり、その境界線がどこに存在するのかといった問題が明確な形で解決されているわけではない。もちろん、両者をほぼ同じ意味内容として取り扱うこともできる。その理由としては、会社の経営活動をなし、経営方針をたてるのは、現実には経営者であるということが挙げられよう。法律上は、ここでの会社は権利義務の主体となる法人格を有しており、自然人たる経営者とは別個の人格者であるから、それぞれの責任も区別して取り扱われることになる。会計学上、企業観との関わりで社会的責任を取り上げるとすれば、すなわち、会計主体論のうち企業体理論では企業独自の存在として認識されているので、社会的責任は会社にあることになって、法律上の会社に対する理解と同じであるが、法人格を有していない個人企業にあてはまる資本主理論では会社と所有主とは一体であり、結局のところ会社に対する会社の責任は経営者にあることになる。しかしながら、ここでいう社会とは証券市場社会であってその中心は投資家であることから、投資家ないしは証券市場社会に対する責任を果たすのは、株主から財の委託を受けて実質的な経営に携わっている経営者であって、また有価証券を通して企業が資金調達を図っているのであるから、会社自らの経営基盤を確立するなどのため、証券市場を乱すようなことがあっては却って会社の存続を危うくすることになりかねないし、経営者としての責任を果たすものではない。したがって、会社の社会的責任と経営者の社会的責任は同一とみることが望ましいようにおもわれる。本稿は、証券取引法会計を研究対象としているので、会社と経営者との関係については、企業体理論を前提とした会社の経営者支配とみる立場にある。

ようにおもわれる。しかしながら、ここで留意しなければならないことは、証券取引法会計の機能が積極的に証券市場社会の健全化ないし秩序安定化を果たすのではなく、その健全化ないし秩序安定化を乱さないような消極的な意味であることである。

(ii) 財・サービス市場社会に対する経営者の社会的会計責任

大量生産販売・大量消費を特徴とする今日において、消費者を中心とした財・サービス市場社会では、財・サービスに関する情報・技術・財力等で会社と消費者との間に不均衡・不公平が生じるようになったため、消費者は欠陥商品に対する被害に対処できず、その安全性確保が重要な問題となってきた。当然ながら、財・サービスの品質、生命・人体に対する安全性のみならず、価格の適正性、さらには配給方法なども問題とされよう。財・サービス市場社会における消費者を保護するものとしては、会社ないし経営者に次のような製造物責任²⁷⁾がある。すなわち、製造物責任とは、商品の生産・流通・販売・消費の一連の過程に関与した者が、その物の欠陥により生命・身体・財産等へ生じた損害を、最終消費者や第三者に対し賠償すべきことをいい、この場合の製造物は、自動車や電気製品に代表される機械製品と食品や医薬品に代表される合成化学物質に分けられる。この背景には、今日における大衆消費社会の現象が反映されたものであるとされる。この製造物には、自然生産物を含むもので、流通過程におかれたすべての物をいう（製造物責任法要綱試案第二条参照）。このような欠陥等により消費者に損害を与えないようにすることが、経営者の社会的責任の一つと考えられるのであるから、財・サービス市場社会において、消費者に欠陥商品・事故・災害などを発生させないという社会的責任は、消費者に対する良質で安価な財・サービスの提供という経営的責

27) 森泉章・池田真朗編『消費者保護の法律問題』頸草書房、1994年、346頁及び352頁参照。

任の裏返しであることも忘れてはならない。したがって、消費者に対する悪影響を及ぼさないことが、財・サービス市場の秩序維持・安定化をもたらすことになり、財・サービス市場社会に対する社会的責任を意味している。そこで、経営者がこうした責任を果たしているかどうかを財・サービス市場社会に対して明らかにするような会計情報等の開示が要請されよう。

(iii) 労働市場社会に対する経営者の社会的会計責任

今日の労働市場は、バブル経済時代の労働力不足と異なり、その崩壊後では大手証券会社や大手都市銀行の倒産といった厳しい状態に陥っており、その結果、中高年層における勤労者の失業が一層増大してきている。また、医療の進歩に基づく高齢化が進むことで、働く意欲をもつ壮健な年配者が増え、さらに未婚女性の職場滞留や既婚女性の職場進出などがみられる一方、これまでの労働力不足を補ってきた女子労働が長引く不況による雇用調整を真先に受けたりもしている。このように、会社を取り巻く環境が著しく変化し、明らかに労働力の飽和状態が続いている。実際に有効求人倍率も50%を切っており、二人に一人が職に就くことができない状態であり、とくに働き盛りの勤労者に対する職は甚だ少ない。こうした状態の中で、会社が労働市場に求めるのは、年功序列制によって高給取りとなった役職者の代わりに、能力主義に関心があつて良質・適量の勤労意欲をもつ若い勤労者であり、そのためには労働条件の改善、職場の作業環境整備、会社福祉の充実、女性労働力の活用、能力開発（ないし自己啓発）援助、社内教育の充実といった対策が採られている。そこでは、とくに生活福祉の充実に力を入れており、企業年金、財形の奨励援助、持家制度、社宅・寮の整備、健康保持（たとえば人間ドック受診）などを各会社が自己のPRとして労働市場社会に示すことが重要である。また、やりがいをもたらす会社の社会貢献性、勤労者の生活を支える労働力対価、さらには、それを継続的に保障する会社の維持健全性などは、勤労者のみならず労働力を

安定的に供給する労働市場社会の秩序を維持・安定化させるために最も重要な情報であろう。したがって、経営者がこうした責任を果たしているかどうかを労働市場社会に対して明らかにするような会計情報等の開示が要請されよう。

(iv) 地域住民社会に対する経営者の社会的会計責任

地域住民社会と会社との間に厳しい対立関係がみられるようになったのは、住民運動が生じた高度成長期の時代であった。すなわち、昭和30年代に、河川・海水・土壌・大気の汚染など生活や生命の危機に対する反発・抗議といった地域住民運動がはじまり、40年代にはその訴訟・告発問題へと発展してきた。やがて、地域住民運動は、全国運動へとその規模を拡大していった。そこでは、地域住民運動によって会社経営者に対する生活環境の維持保全責任が社会的にクローズアップされ、とくに公害防止・自然環境破壊防止・生活環境保全といった点が注目されるに至った。したがって、経営者に対する生活環境を汚染・劣化させない責任や、汚染した場合などに現状回復させるための社会コストを内部化する責任が社会的に認識されるようになってきた。そのため、地域社会活動や公害に関連する環境復元活動や環境破壊防止活動の推進に対する評価をどう行うべきか、また会計情報としてどう開示すべきかが問題となってきたのである。

これ以外にも、教育機関・福祉機関などの慈善組織に対する援助や文化活動・ボランティア活動に対する援助といった会社の慈善的寄与が、地域住民社会に対して社会貢献の一貫または企業イメージの向上を目的となされることも、利益獲得活動にまったく無関係というわけではなく、むしろ間接的ながらも貢献しているとみることができる。逆に、何らかの原因で地域住民社会に対する企業イメージがダウンすれば、すぐに売上収益に影響があるばかりか、場合によっては地域住民社会全体に広がる不買運動で経営悪化、さらには倒産にまで発展しかねないことが予想されよう。会社と地域住民社会との間では、相互の共存関係を良好な形で維持し、そ

れぞれが住みよい環境づくりを望んでいるのも事実である。したがって、地域住民社会に対するこうした慈善活動もまた住みよい環境づくりのために必要であり、地域住民社会のこうした期待ないし要請に応える経営者責任が存するものと理解される。そのため、地域社会活動を推進し、その評価をどう行うべきか、また会計情報としてどう開示すべきかが問題となってきたのである。

（v）国際化社会（近隣諸国を含む）に対する経営者の社会的会計責任

会社の海外進出については、会社が安価な労働力を求めて現地生産体制を採るといった経緯がみられ、また財務面でも、国内での高い資本コストと比較し、海外に目を向けるのも当然であり、現地での研究開発も頻繁に行われるようになってきた。とくに昭和60年代では、熱帯雨林の木材輸入が伐採による二酸化炭素の増大をもたらし、地球温暖化や酸性雨といった深刻な問題が地球的な規模で展開されるようになってきた。さらには、フロンガス使用によるオゾン層の破壊問題も表面化してきた。そこでは、地域住民社会に対する経営者責任と同様に、自然環境の維持保全責任が社会的にクローズアップされ、自然環境を汚染・劣化させない責任や、汚染した場合などに現状回復させるための社会コストを内部化する責任などが経営者に認識されるようになってきた。したがって、自然環境復元・維持・破壊防止活動の推進に対する評価をどう行うべきか、また会計情報としてどう開示すべきかが問題となってきた。

（以下、次号）